

第四講 なぜこの国では労働運動の犯罪化が許されているのか？ 8月10日

—日本資本主義とレイシズム 齊藤日出治

はじめに

1) 社会のあらゆる領域で関西生コンの労働運動を犯罪化するちからがこのようなかたちで作動するのはなぜか？

=そのような力の働きに抗する動きがなぜ弱いのか？

2) 関西生コン支部は「犯罪」行為をしたこと以上の糾弾を受ける。

産別労働組合運動に加えられた<殺す権力>の行使

「生コン業界に巣くう寄生虫」、「府県を跨いだ」「広域組織的犯罪者集団」「犯罪行為が正当なものだと洗脳し、平気で犯罪を犯す」集団—大阪広域協ホームページ

→ 労働組合の存在そのものを悪として排除し抹殺しようとするこの力は、なぜ、どのようにして働くのか？

一 日本資本主義とレイシズム

日本資本主義の賃労働関係をレイシズムの視座から考える → 賃労働関係の共進化の図
日本資本主義における賃労働関係の共進化の運動 → 関西生コンの労働運動による対抗的共進化 → 労働運動の「人種化」という反撃 → 日本の賃労働関係の「制度化されたレイシズム」の相貌

→ 労働運動を超えた社会闘争の地平の開示

1 レイシズムを考察する方法概念—生権力とレイシズム(M・フーコー)

1) 生かす権力 → ← 殺す権力=先近代の権力

① 規律訓練権力—個人の身体に働きかけて身体を主体として規律化し訓練する。

② 生命活動に働きかける権力—妊娠・出産、育児、教育、公衆衛生、保健医療、人口調整、社会福祉など。

2) 生かす権力はいかにして殺す権力を召喚するのか？

—生きるべき者と死ぬべき者を分けて、特定の集団を生かすために他の集団を抹殺する
権力=レイシズム

ナチスのホロコースト—アリア民族が生き延びるために、劣等人種のユダヤ民族を抹殺する。障がい者を抹殺する

日本の関東大震災における朝鮮人・中国人虐殺—「朝鮮人が井戸に毒を入れた」

→ 国家が虐殺を公認する—「今日は晴れて人殺しができる」(関東の地域住民の弁)

2 戦後日本の市民社会における「制度化されたレイシズム」

1) レイシズムの定義—人種(生物学的差異)・ジェンダー・セクシュアリティ・障害・エ

スニシティ(文化的差異)、集団への帰属・国籍・出身・能力などによって社会集団に優劣関係を創造し、特定の社会集団を排除・抹殺するしくみ

＝企業主導型資本主義の根底で作動する力



2) 戦後日本の市民社会におけるレイシズム—国民主権の下でのレイシズム

日本国憲法における差別の禁止と現実の生におけるレイシズムのパラドクス

「第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

「法の下に平等な国民」がはらむ「制度化されたレイシズム」



旧植民地民衆を市民権から除外する法制度＝「制度化されたレイシズム」

入管法制—1952 年体制「サンフランシスコ講和条約」 → 出入国管理法、外国人登録法

→ 旧植民地国民の「日本国籍離脱」 → 在留外国人の特別在留＝法 126

→ 「在日特権」の「元祖」

3) 市民社会における差別と偏見の増進

差別(結婚、就職、住居) → ヘイトスピーチ(街頭、会社) 「ゴキブリチョコを日本から叩き出せ」 → ヘイトクライム(朝鮮高校生に対する暴力→チマチョゴリの切り裂き→ウトロの放火＝公然化) → ジェノサイド

「レイシズムのピラミッド」 図表 2 梁英聖 94 頁

「差別アクセルと反差別ブレーキとの対抗関係」 図表 3 96 頁



3 「制度化されたレイシズム」としての企業主導型資本主義

1) 日本型雇用システム(学卒一括採用、男性正社員)、賃金体系、昇進制度、人材育成、企業内福利厚生

2) 企業主導による市民社会の組織化—地域、都市、家族、ジェンダー、

→ 外国人労働者、在日外国人、先住民、女性、非正規労働者、障がい者、被差別部落などの排除



在特会などのレイシスト集団だけでなく、「労働運動を「犯罪」にする」この国の社会にごめく生権力＝「制度化されたレイシズム」(エティエンヌ・バリバール、アリ・ラッタンシ)がこのようなかたちで作動する

二 「制度化されたレイシズム」に挑戦する関西生コンの産別労働運動

1) 生コン産業の労働者の、企業横断的な平等の労働条件の追求

正規・非正規、性別、国籍、人種、出身の区別のない同一労働＝同一賃金を追求する労働運動

2) 事業協同組合と社会的連帯経済の追求

大企業と中小企業の企業間関係における不平等の是正と民主主義的な組織化



日本資本主義の「制度化されたレイシズム」にメスを入れる関西生コンの労働運動は、レイシズムの熾烈な攻撃の的になる

=関西生コン支部に対する「反社集団」「反日集団」「組合を偽装した暴力集団」というレッテル張り

三 わたしたちはこの大弾圧にどう向き合ったらよいのか？

1 労働運動の「犯罪化」に抗して、労働運動を市民的権利としてうちたてる闘い

1) 検察官の違法行為(組合脱退勧奨)の発覚

2022年1月17日 大津地裁一威力業務妨害事件 → 検察官が「連帯の組合員を続ける気持ちは変わらないのでしょうか。今後も同じ活動を続けていたら同じことになる。」

「連帯辞めますとか、しゃべりますとかいうのがしんどいのはわかっているけど、いま決断しないと状況は変わることはない。このままでいいんですか？」



2) 関西生支部による国家賠償訴訟の提訴

2020年3月17日 全日建委員長菊池進、関西生コン支部委員長武建一、副委員長湯川裕司法、書記長武谷新伍、執行委員西山直洋



国、滋賀県、和歌山県、京都府

国家賠償法第1条「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる」

① 組合と組合員に対する団結権の侵害

② 武・湯川に対する違法な恣意的拘禁、など。2090万円の損害賠償

警察の脅迫行為「自白調書を書かないと、子どもの誕生日までは出られないぞ」

保釈条件—専従の組合員に、関西生コン支部の事務所への立ち入りを禁止 → 生計の道を断つ

警察の取り調べ「君たちは社会に出すぎている。」「雇用関係のない企業や建設現場になぜ行くのか？それは許されない」 → 産別組合運動の否定

家族への介入 警察官が元妻に電話して、元夫が労組をやめるように説得してほしい、懲役刑求刑の重さ—武建一—ゼネストの計画・指示で「懲役8年」

殺人罪(死刑又は無期若しくは5年以上の懲役)に該当 → 2021年7月13日「懲役3年、執行猶予5年」、恐喝については無罪

3) **大阪府労働委員会の判断**—労働組合が適法かどうかの判断をするのは、検察・警察ではなく、労働委員会＝「労使紛争を解決するために労働争議の調整や不当労働行為の審査などを行う行政委員会」

→ 関西生コン支部が16件の不当労働行為を申し立て一解雇、就労差別、団交拒否、労働者供給契約の打ち切り → 支部側の主張がすべて認められる

4) **国際基準に違反する労働運動弾圧**

ILO条約 87号条約—労働者・使用者が自らの団体をつくって加入する権利がある、行政が不当に解散させることはできない

98号条約—労働組合に入るな、労働組合から脱退しろ、といったことを雇用条件にすることを禁じている 237頁

組合活動による被拘束者の長期拘留—武、湯川—は事実上の有罪判決と同じ扱いで、「異常な事態」— 国際人権法研究者シン・ヘポンの言 236頁

5) 『週刊実話』の名誉棄損裁判

メディアによる産別労働運動の犯罪化についての告訴

6) **関西生コンの弾圧を許さない市民の全国ネットワークの組織化**

7) **労働法学者の声明 137頁**

2019年12月9日、労働法研究者78名が「労働法学会有志」による関西生コン事件に対する抗議声明を厚生労働省記者クラブで発表

今回の事件が労働事件であることに対する検察官、裁判官の認識が弱い = 労働基本権に対する認識の欠如

「適格性が認められている労組を裁判所までが反社会集団扱いするとは、大変な時代になった」

→ 「労働事件は警察不介入の「労使自治」が原則とされてきた」のに、その原則が踏みにじられる 竹信 139頁

8) **奈良地裁の解雇無効判決—奈良吉田生コンの解雇事件**

2 **日本社会と日本資本主義の「制度化されたレイシズム」をあぶりだし、反レイシズムの市民権を確立する闘い**

⇒ 反レイシズムの市民権闘争と産別労働運動・協同組合運動の連携の創造

＝広義の市民社会における社会闘争の展開 → 企業主導型資本主義の変革

↓

社会の自己統治の権利＝シティズンシップ

レイシズムとの闘いは、日本社会が組み込んだあらゆる差別と排除の体制に対する闘い

あらゆる反差別、反レイシズムの運動は、日本のレイシズムの根幹に介入する関西生コンの労働運動と共闘しなければならないし、この共闘が日本の反レイシズム闘争の決定的な進展の契機になる。

反レイシズムの市民運動は、労働運動を外から支援するのではなく、関西生コンの労働運動に対する弾圧をレイシズムによる人権攻撃と受け止めて、みずからの課題として取り組む必要がある。

→ 日本の資本主義および市民社会を支えるレイシズムに向き合う社会闘争を推進する

歴史認識の転換—日本の近代における植民地主義と侵略戦争の根本的な内省

梁「歴史否定」=歴史修正主義 日本軍「慰安婦問題、強制連行・強制労働、戦時性暴力、関東大震災の朝鮮人・中国人虐殺、南京大虐殺の否定

反レイシズムの規範の創造—法、社会通念、歴史教育、



熊野で虐殺された朝鮮人・紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑を建立する運動 → 関生弾圧を許さない奈良の会

日本のレイシズムに対決する同じ運動であり、このような多元的多極的な市民運動・労働運動のネットワークなしに関西生コンの弾圧を跳ね返すことはできない、

参考文献

梁英聖『日本型ヘイトスピーチとは何か—社会を破壊するレイシズムの登場』影書房、2016年

梁英聖『レイシズムとは何か』ちくま新書、2021年

平野千果子『人種主義の歴史』岩波新書、2022年

アリ・ラッタナンシ『14歳から考えたいレイシズム』すばる舎、2021年

関西生コンの弾圧を許さない奈良の会 2021年11月27日

11月27日に開催される熊野の朝鮮人追悼集會に熱い連帯のメッセージを送ります。

関西生コンの連帯労組に対する大弾圧は、戦後最大規模のものと言われています。このような大弾圧を許した原因として、ストライキ、あるいはコンプライアンス活動といった生コン産業を民主化するための正統な労働運動が「反社会的な犯罪」であるかのようにして市民社会に受け止められていることが挙げられます。日本の市民社会でなぜそのような受け止め方が定着しているのでしょうか、日本のマスメディアが連帯労組の運動の社会的な意義を主体的に判断しその情報を市民に提供することができずに、在特会のようなヘイト集団が垂れ流すSNSの虚偽情報に依存して、それに対抗する情報を組織できていないことにその大きな原因があります。

熊野で 1926 年に「木本事件」が起きたのは、そしてその 3 年前の 1923 年に関東大震災で朝鮮人・中国人の大虐殺がおこなわれたのも、地域で発せられた流言飛語(「朝鮮人が井戸に毒を入れた」といったような)が大きな契機となっています。当時のメディアは、政府が垂れ流す虚偽情報や日本人民衆の流言飛語に対抗して市民に正確な情報を伝えようとすることができませんでした。その同じことが、あれから 100 年近くが経過しようとしている現在のこの国でくり返されているのです。

関西生コンの連帯労組に対する弾圧に抗議する市民の運動が、熊野の朝鮮人虐殺を問う貴組織と連帯する意味はここにあります。ともに闘いましょう。